

## 熊谷市国際交流協会規約

(名称)

第1条 本会は、熊谷市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、世界の人々と教育、文化、スポーツ、産業等のあらゆる分野の交流を通して友好の絆を強め及び市民の国際意識の高揚を図り、もって世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 国際意識の高揚に関すること。
- (2) 姉妹都市提携事業の推進に関すること。
- (3) 教育、文化、スポーツ、産業等の交流に関すること。
- (4) 各種友好親善活動の計画及び実施に関すること。
- (5) その他必要なこと。

(組織)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する者、及び市内に事業所を有する法人、団体等をもって構成する。

(役員)

第5条 協会の役員は次のとおりとし、役員会で選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員が任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでの間は、その任務を行う。

(任務)

第6条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、副会長の互選により職務代理者を決定し、会長の職務を代理する。
- (3) 理事は、事業等の企画、運営にあたる。
- (4) 会計は、会計事務をつかさどる。
- (5) 監事は、会計監査を行う。

(役員会)

第7条 役員会は、第5条に定める役員をもって組織する。

2 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

3 役員会は、総会に付議すべき事項、その他の重要事項を審議する。

4 役員会は、役員過半数が出席しなければ開くことができない。

(スタッフ会及び担当理事会)

第8条 会長は、協会の事業を推進するため、必要に応じてスタッフ会及び担当理事会を設けることができる。

2 担当理事は理事から、事業を効果的に実施するためのスタッフは理事及び会員の中から会長がそれぞれ任命する。

3 担当理事会は、会長が招集し、スタッフ会は、担当理事が招集する。

(総会)

第9条 総会は年1回、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 総会は次の事項を処理するものとする。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) 役員を選出に関すること。
- (5) その他、会長が特に必要と認めたこと。

(名誉会長、顧問及び参与)

第10条 会長は役員会に諮って、協会に名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(入退会)

第12条 協会に入会しようとする者は、入会申込書を提出するものとする。

2 前項の規定により入会申込書を提出した者(以下「会員」という。)は、次条に規定する会費を毎年度納入しなければならない。

3 会員は、届け出ることにより、退会することができる。

(会費)

第13条 会費は次のとおりとする。

- |             |    |         |
|-------------|----|---------|
| (1) 個人      | 年額 | 1,000円  |
| (2) 法人及び団体等 | 年額 | 10,000円 |

(会員資格の喪失)

第14条 会員が納入期限までに会費を納入しない場合には、会員資格を喪失する。

(経費)

第15条 協会の経費は、会費、市補助金及びその他をもってあてる。

(事務局)

第16条 事務局は、協会の事務を行うため、熊谷市役所内に置く。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成3年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月22日から施行する。